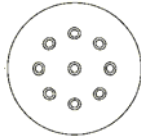



意匠分類記号	意匠分類の名称
D6 - 404	傘立て

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
D1 - 35	全	傘立て
D1 - 35A	全	傘立て(筒型)
D1 - 35B	全	傘立て(取付け型)
参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
再掲載指示		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
この分類に含まれる物品		
傘立て	車両用傘立て	傘立て用鍵
杖立て		
定義		
<ul style="list-style-type: none"> ・傘や杖を立てた状態で収納・保管するもの。一般家庭用、鍵付きの公共用、車内用等の別を問わない。 ・立てた状態でなくても、傘の使用後または一時的に収納・保管するもの等も含む。 ・傘立て用鍵等、部品・付属品を含む。 		
		
	登録1105118号 傘立て	登録1171479号 折畳み傘立て
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
衣服、帽子掛け付き傘立ては、D6 - 505に分類する。		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		